

市第82号議案

横浜市港湾施設使用条例の一部改正

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条中「の各号」を削り、「1.05」を「1.08」に改める。

第17条の2第2号及び第5号ア中「525円」を「540円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市港湾施設使用条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

港湾施設の使用料及び貸付料について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市港湾施設使用条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市港湾施設使用条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（使用料）

第 12 条 第 3 条の規定により、港湾施設（第 17 条第 1 項に掲げる港湾施設を除く。）の使用の許可を受けた者は、次 $\frac{\text{の各号}}{\text{の各号}}$ に掲げる額（第 4 号、第 8 号、第 12 号イ及び第 15 号（新港ふ頭旅客施設の使用料に限る。）に掲げるものにあつては、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）その他の法令に基づき消費税を免除される場合を除き、当該各号に定める額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た額）の使用料を納付しなければならない。

（第 1 号から第 20 号まで省略）

（貸付料）

第 17 条の 2 第 3 条の 3 第 1 項の規定により、次の各号に掲げる港湾施設の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、当該各号に掲げる額の貸付料を支払わなければならない。

（第 1 号省略）

(2) コンテナ上屋

1 月 1 平方メートルまでごとに $\frac{540 \text{ 円}}{525 \text{ 円}}$

（第 3 号及び第 4 号省略）

(5) 事務所

ア 上屋事務所

1 月 1 平方メートルまでごとに $\frac{540 \text{ 円}}{525 \text{ 円}}$

（イ省略）